

愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧
（通則） 第１ 略 （交付の対象及び交付額の算出方法） 第２ １項から２項 略 ３ 以下の各号に定める補助事業については一補助事業者あたりの補助金の交付額に上限金額を定める。 （１） 略 （２） 介護人材資質向上事業及び介護支援専門員研修受講支援事業については、<u>両事業の補助額を合算して</u>、政令市にあつては５０，０００千円、中核市及び広域連合にあつては２０，０００千円、政令市及び中核市を除く市にあつては１０，０００千円、それ以外の補助事業者にあつては５，０００千円を補助額の上限とする。また、外国人介護留学生学習支援事業費補助金にあつては、１介護福祉士養成施設あたり９７５千円を補助額の上限とする。 （３） 略 （申請手続） 第３から第１５まで 略 附 則 略 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和７年４月１１日に施行し、令和７年４月１日から適用する。</u>	（通則） 同左 （交付の対象及び交付額の算出方法） 同左 ３ 以下の各号に定める補助事業については一補助事業者あたりの補助金の交付額に上限金額を定める。 同左 （２） 介護人材資質向上事業については、政令市にあつては５０，０００千円、中核市及び広域連合にあつては２０，０００千円、政令市及び中核市を除く市にあつては１０，０００千円、それ以外の補助事業者にあつては５，０００千円を補助額の上限とする。また、外国人介護留学生学習支援事業費補助金にあつては、１介護福祉士養成施設あたり９７５千円を補助額の上限とする。 同左 （申請手続） 第３から第１５まで 略 附 則 同左

新						旧					
別表 介護従事者の確保に関する事業						別表 介護従事者の確保に関する事業					
1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率	1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率
介護の普及啓発事業	略	略	略	略	略	介護の普及啓発事業	同左	同左	同左	同左	同左
		(2) イベント (講演会・シンポジウム等、就職説明会・業界説明会) 1 回当たり 3,414 千円	略	略	略			(2) イベント (講演会・シンポジウム等、就職説明会・業界説明会) 1 回当たり 3,400 千円	同左	同左	同左
		略	略	略	略			同左	同左	同左	同左
		略	略	略	略			同左	同左	同左	同左
介護人材資質向上事業	略	(1) 市町村補助金 ① 市町村等が、事業所職員等に対し研修を実施した場合 1 回当たり 704 千円	略	略	略	介護人材資質向上事業	同左	(1) 市町村補助金 ① 市町村等が、事業所職員等に対し研修を実施した場合 1 回当たり 698 千円	同左	同左	同左
		略	略					同左	同左		
		略	略					同左	同左		
		(2) 介護人材養成関係団体補助金 ① 介護従事者資質向上補助金 1 回当たり 101 千円	略	略	略			(2) 介護人材養成関係団体補助金 ① 介護従事者資質向上補助金 1 回当たり 100 千円	同左	同左	同左
		略	略	略	略			同左	同左	同左	同左
		略	略	略	略			同左	同左	同左	同左
介護支援専門員研修受講支援事業	令和 7 年 4 月 11 日付け 7 高福第 48 号福祉局長通知の「介護支援専門員	市町村等が、介護施設・事業所が負担する介護支援専門員の研修受講料に対し	介護施設・事業所が従業者に介護支援専門員及び主任介護支援専門	市町村等	10/10	(新設)					

新						旧					
	研修受講支援事業実施要綱に基づき実施する事業	て助成した場合 (1) 市町村等が介護施設・事業所が負担した額の3/8を上限として補助した場合 市町村等が負担した額 (2) それ以外の場合 市町村等が負担した額	員の資格取得又は資格更新のための研修を受講させるために負担した受講料に対して市町村等が助成する次の経費 負担金、補助金及び交付金		3/4						
研修受講支援事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「研修受講支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	(1) 喀痰吸引等研修 ① 1号、2号研修 1人当たり 180千円 ② 3号研修 1人当たり 60千円	従業者に喀痰吸引等研修を受講させるために必要な経費 (介護事業所が直接負担する受講料又は、受講者が支払った受講料に対する支給金(いずれもテキスト代、保険料、事務手数料を含み、交通費、郵送料、基本研修の再試験代、実地研修の再評価代、補講代を除く。))	略	略	研修受講支援事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「研修受講支援事業費補助金実施要綱」に基づき実施する事業	(1) 喀痰吸引研修 ① 1号、2号研修 1人当たり 180千円 ② 3号研修 1人当たり 60千円	従業者に喀痰吸引研修を受講させるために必要な経費 (介護事業所が直接負担する受講料又は、受講者が支払った受講料に対する支給金(いずれもテキスト代、保険料、事務手数料を含み、交通費、郵送料、基本研修の再試験代、実地研修の再評価代、補講代を除く。))	同左	同左
		略	略	略	略			同左	同左	同左	同左
キャリアバス対応生涯研修事業	略	5,809千円	略	略	略	キャリアバス対応生涯研修事業	同左	5,062千円	同左	同左	同左
介護福祉士資格取得支援事業の項 略						同左					

新						旧					
法律相談等支援事業	略	5,956千円	略	略	略	法律相談等支援事業	同左	5,700千円	同左	同左	同左
認知症地域医療支援等事業	略	6,438千円	略	略	略	認知症地域医療支援等事業	同左	6,787千円	同左	同左	同左
認知症介護者等養成研修事業	略	1,340千円	略	略	略	認知症介護者等養成研修事業	略	1,510千円	略	略	略
認知症バリアフリー推進事業（市民後見推進事業）の項から外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業の項まで 略						同左					
介護人材確保対策連携支援事業	略	1市町村等当たり 282千円	略	略	略	介護人材確保対策連携支援事業	同左	1市町村等当たり 277千円	同左	同左	同左
介護福祉士等修学資金貸付事業の項から外国人介護人材技能向上研修事業の項まで 略						同左					